最終更新日：2017年6月29日

富士ソフトサービスビューロ株式会社
代表取締役社長 佐藤 諭
問合せ先：広報IR室　03-5600-1731
証券コード：6188
http://www.fsisb.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、株式公開会社として、社会の信頼に応え、全てのステークホルダーの利益に適い、将来に向け持続的に発展する会社となるために、全役職員が経営の健全性・透明性及び効率性を推進し、企業価値向上を図るためコーポレート・ガバナンスを重視しております。このような考え方のもと、当社は、企業経営におけるコーポレート・ガバナンスの重要性に鑑み、監査役制度を採用するとともに、取締役会、監査役会、経営会議、リスク・コンプライアンス委員会を中心として、当社の事業内容に則したコーポレート・ガバナンス体制を構築しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

基本原則のすべてを実施してまいります。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
富士ソフト株式会社	1,251,400	55.62
貝塚　隆	60,000	2.67
内藤　征吾	59,600	2.65
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	57,000	2.53
富士ソフトサービスビューロ従業員持株会	52,043	2.31
岩見　好為	48,700	2.16
株式会社エフアンドエム	30,000	1.33
佐藤　諭	30,000	1.33
楽天証券株式会社	27,100	1.20
株式会社日本ビジネスソフト	25,000	1.11

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	富士ソフト株式会社　(上場：東京)　(コード)　9749

補足説明

―――

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満

直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

当社では、社外取締役2名、社外監査役2名を選出し、経営の透明性を確保します。取締役会においては、当社独自の経営判断に基づき意思決定を行っており、親会社からの独立性を図っております。
親会社との取引条件につきましては、個別の案件ごとに市場価格を勘案し、当社との関連を有しない会社との取引と同様に交渉のうえ決定しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は親会社を有しているため、特に関連当事者取引等の適正性や独立性の確保は重要であると認識しております。
関連当事者取引等の実施につきましては、その取引が当社の経営の健全性を損なってはいないか、その取引が合理的判断に照らし合わせて有効であるか、また取引条件は他の外部取引と比較して適正であるか等を特に留意して、取引の必要性等を含め一般株主の利益保護の観点から慎重に判断を行い実行する方針であります。
また、事業領域については、当社は親会社の企業グループとは異なる分野のＢＰＯ事業を展開していること及びグループ内の事業展開上の制約や調整事項等がないことより、親会社から一定の独立性が確保されていると認識しております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
五島　奉文	学者											
木本　收	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
五島　奉文	○	社外取締役の五島奉文氏は、現在、東京電機大学名誉教授でありますが、当社と東京電機大学との取引（寄付を含む）は現在及び過去においてございません。同氏は現在、当社の兄弟会社である株式会社オーエー研究所の技術顧問に就任しております。当社と株式会社オーエー研究所とは過去に取引がありましたが現在取引はなく、同氏と当社との間にも、特別な利害関係はございません。	社外取締役の五島奉文氏は、大学教授としての高度な専門知識・経験と他社での社外取締役として培われた豊富な経験と幅広い見識を活かし、当社の経営全般に対する監督、チェック機能の強化が期待できると判断したためであります。また、当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として選任しております。

木本　收	○	社外取締役の木本收氏は、現在、株式会社メンバーズネットの代表取締役社長を務められておりますが、当社と株式会社メンバーズネットとの間において、取引の規模・性質に照らして株主・投資者の判断に影響を及ぼす恐れのある取引は存在しないものと判断しております。また、同氏と当社との間には、特別な利害関係、取引関係はございません。	社外取締役の木本收氏は、長年にわたり株式会社メンバーズネットの代表取締役社長を務められており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂けると判断したためであります。また、当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数 更新	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、内部監査室、監査法人と緊密な連携を保つため、定期的に連絡会を開催したり、随時打合わせを開催するなど積極的に情報交換を行い、監査の有効性、効率性を高めております。
具体的には、内部監査室から、年度監査計画や監査結果の報告書が監査役に提出され、必要に応じて、内部監査室の実査などにも同行しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
松倉　哲	他の会社の出身者			△		△								
中込　一洋	弁護士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由

松倉　哲		社外監査役の松倉哲氏は、当社の親会社である富士ソフト株式会社において1970年から2004年まで業務執行者及び取締役でありました。2004年からは当社の兄弟会社である株式会社東証コンピュータシステムの業務執行者であり、2013年から現在まで同社の監査役に就任しております。富士ソフト株式会社において同氏の退任後10年が経過していることと、当社と株式会社東証コンピュータシステムとの間において、取引の規模・性質に照らして株主・投資者の判断に影響を及ぼす恐れのある取引は存在しないものと判断しております。なお、同氏と当社との間には、特別な利害関係はございません。	社外監査役の松倉哲氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけると判断したためであります。
中込　一洋	○	―	社外監査役の中込一洋氏は、弁護士として法律に関する知識と豊富な経験を活かした専門的な見地から、当社取締役会の意思決定及び取締役の職務執行の監視・監督など社外監査役として期待される役割を果たしていただけるものと判断しております。 また、当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	3 名

その他独立役員に関する事項

当社は、社外取締役または社外監査役を選任するための会社からの独立性に関する基準を以下のとおり定めております。
イ　社外取締役に関する基準
1) 会社法における社外要件を満たしていること
2) 独立社外取締役については、上記1) に加えて「独立役員候補者の独立性判断基準」を満たしていること
3) 出身分野において高い見識を有していること
4) 独立的且つ客観的な立場から、取締役会における意思決定において公正且つ透明性の高い助言・提言ができること
5) 独立的且つ客観的な立場から、取締役会における意思決定を通じて経営の監督を行えること
6) 独立的且つ客観的な立場から、利益相反取引の監督を行えること
7) 独立的且つ客観的な立場から、非支配株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役会に適切に反映させることができること
ロ　社外監査役に関する基準
1) 会社法における社外要件を満たしていること
2) 独立社外監査役については、上記1) に加えて「独立役員候補者の独立性判断基準」を満たしていること
3) 出身分野において高い見識を有していること
4) 独立且つ客観的な立場から取締役会における意思決定にあたり、妥当性、適正性の観点から適切な助言、提言ができること
ハ　独立役員候補者の独立性判断基準
当社における独立役員候補者は、原則として当社が上場する金融商品取引所の定める独立性の要件を満たすとともに、以下の各号にいずれにも該当しない場合、当該候補者は当社に対する独立性を有する者と判断しております。
1) 最近10年以内に当社の業務執行者であった者
2) 最近1年以内に次のいずれかに該当する者
・当社を主要取引先とする者、又はその者が法人等である場合にはその業務執行者
・当社の主要取引先又はその者が法人等である場合にはその業務執行者
・当社から役員報酬以外に多額の金銭その他財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家等（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
・当社から多額の寄付等を受けている者（当該寄付を得ている者が法人、組合等の団体である場合はその業務執行者をいう。）
・当社の親会社の業務執行者
・当社の親会社グループに所属する会社の業務執行者
3) 上記1) ～2) に該当する者の二親等以内の近親者
4) 前各号の定めにかかわらず、当社の一般株主全体との間で利益相反関係が生じるおそれがあると認められる者

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

株主総会で決議された報酬額内において当社業績や財務体質等を総合的に考慮した報酬体系となっているため。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

2016年(2017年3月期)の取締役に対する役員報酬は87百万円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等の額の決定につきましては、株主総会が決定する報酬総額の限度内において、取締役会決議に基づき決定しております。なお、取締役退任時には、株主総会の決議を経て、別に定める役員退職慰労金規程に基づき決定した額を支給いたします。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役に対する各種情報伝達、取締役会や監査役会の議案に関し、必要に応じた事前説明のためのサポート部所として総務部がその任にあたっております。

2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、株式公開会社として、社会の信頼に応え、全てのステークホルダーの利益に適い、将来に向け持続的に発展する会社となるために、全役職員が経営の健全性・透明性及び効率性を推進し、企業価値向上を図るためコーポレート・ガバナンスを重視しております。
このような考え方のもと、当社は、企業経営におけるコーポレート・ガバナンスの重要性に鑑み、監査役制度を採用するとともに、取締役会、監査役会、経営会議、リスク・コンプライアンス委員会を中心として、当社の事業内容に則したコーポレート・ガバナンス体制を構築しております。

a 取締役会
取締役会は、取締役7名で構成されており、原則月1回の定期開催並びに必要に応じた臨時開催により、会社の経営方針を初めとした重要事項に関する意思決定及び代表取締役社長及び取締役の業務執行等経営の監督を行っております。なお、取締役会には監査役全員が出席し、監査役は、必要に応じ意見陳述を行っております。

b 監査役会
当社は、監査役制度を採用しており、監査役3名による監査役会を設置し、原則月1回、また、必要に応じて臨時に監査役会を開催しております。

c 経営会議
経営会議は、代表取締役社長、取締役、監査役、執行役員、各事業部長、各部長、代表取締役が指名する者で構成され、月2回定期開催されており、各事業部、各部の予算対比実績分析及び対策並びに業務執行に関する確認・検討及び指示・伝達等を行っております。

d リスク・コンプライアンス委員会
リスク・コンプライアンス委員会は、代表取締役社長、取締役、監査役、執行役員、各事業部長、各部長、内部監査室長等で構成され、四半期ごとに開催されており、コンプライアンスに関する施策・教育等について検討を行っております。

e 情報セキュリティ委員会
情報セキュリティ委員会は、代表取締役社長、取締役、監査役、執行役員、各事業部長、各部長等で構成され、月1回定期的に開催されており、情報セキュリティに関する施策・事故防止対策・教育等について検討を行っております。

f 内部統制委員会
内部統制委員会は、代表取締役社長、取締役、各事業部長、各部長、内部監査室長等で構成され、四半期ごとに開催されており、内部統制に関する整備・運用に関する活動を行っております。

g 内部監査室
内部監査室は、代表取締役社長の直轄組織であり、内部監査室長を含め3名で構成されております。内部監査室長は、内部監査終了後、内部監査報告書を作成し代表取締役社長に報告することにしており、内部監査結果の改善指示事項については、改善確認ができるまでフォロー監査を継続することにしております。また、代表取締役社長の指示により、臨時に特別監査を実施することにしております。

3.現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社の取締役会は、取締役7名(うち社外取締役2名)により構成されており、監査役会は、監査役3名(うち社外監査役2名)により構成されております。当社では、経営の意思決定機能と業務執行を監督する機能を持つ取締役会に対し、社外役員4名の体制で、経営への監視機能を強化して

おります。
コーポレート・ガバナンスにおいて、外部からの客観的、中立の経営監視の機能が重要と考えており、上記社外役員体制にて外部からの経営監視機能が十分に機能する体制が整っているため、現状の体制としております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知については、株主が議案を検討するための充分な時間を確保できるよう早期発送に努めるとともに、発送日前に当社ホームページ及び東京証券取引所ウェブサイト「東証上場会社情報サービス」に開示を行う予定です。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主の方々にご出席いただけるよう集中日を回避し、決算・監査日程との関係などを考慮した開催日といたします。
電磁的方法による議決権の行使	今後の検討事項と考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後の検討事項と考えております。
招集通知（要約）の英文での提供	今後の検討事項と考えております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	適時、個人投資家向け会社説明会を開催しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回、本決算及び中間決算発表後に開催しております。 2016年12月2日　アナリスト・機関投資家向け 2017年3月期　中間決算説明会 2017年6月6日　アナリスト・機関投資家向け 2017年3月期　決算説明会	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページの「IR情報」に掲載。 （サイトURL：http://www.fsisb.co.jp/ir/library/）	
IRに関する部署（担当者）の設置	広報IR室を担当部署としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考えの中で定めており、当社は、株式公開会社として、社会の信頼に応え、全てのステークホルダーの利益に適い、将来に向け持続的に発展する会社となるために、全役職員が経営の健全性・透明性及び効率性を推進し、企業価値向上を図っております。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	今後の検討事項と考えております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考えに基づき、ホームページ上に、IRライブラリーとして、決算情報や株主通信を掲載しております。 （サイトURL：http://www.fsisb.co.jp/ir/library/）

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制について、取締役会において「内部統制システム構築の基本方針」を決議しております。なお、「内部統制システム構築の基本方針」の概要は次のとおりであります。

a　取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
イ 取締役、執行役員又はこれらに準ずる者及び社員（正社員、契約社員、時給社員）、協力会社、その他当社の業務に従事する全ての者が法令及び定款を遵守し、社会的責任を果たすため「コンプライアンス規程」を定め、社内に周知徹底を図り、コンプライアンス体制の構築、維持を行います。
ロ 内部監査室は、コンプライアンス体制が有効に機能しているかを監査し、その結果を代表取締役社長に報告いたします。

b　取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役会議事録、重要な意思決定に係る文書等取締役の職務の執行に係る情報については、法令を遵守するほか、「文書管理規程」に基づき、適切かつ確実に保存及び管理を行います。

c　損失の危険の管理に関する規程その他の体制
イ 当社は、「リスクマネジメント規程」を定め、企業活動に関連する全ての可能性のあるリスクを抽出し、管理を行います。
ロ 全社的な緊急事態が発生した時は、「緊急事態対応規程」に基づき対応を行い、その影響の最小化にあたります。また、分析を行い、今後における再発防止策を策定いたします。

d　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
イ 業務執行については、「取締役会規程」で定められた付議事項について、取締役会にすべて付議することを遵守します。
ロ 取締役会は原則として毎月1回開催し、経営上の重要な項目について意思決定を行います。
ハ 経営会議は原則として毎月2回開催し、業務執行に関する確認・検討及び指示・伝達を行います。
ニ 取締役、執行役員又はこれらに準ずる者及び社員は、「組織規程」「業務分掌規程」及び「職務権限規程」で定められた分掌と権限によって、適正かつ効率的に行われる体制を確保します。

e　当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社は、富士ソフト株式会社（以下「親会社」という）の企業グループの一員として事業を行っておりますが、親会社の企業グループとは異なる分野において事業展開をすることにより、独立会社としての自主性・主体性を確保します。また、親会社の企業グループとの取引等にあたっては、少数株主の利益を尊重し、適切に行います。

f　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
イ 監査役が職務を補助すべき補助者を置くことを求めた場合は、監査役と協議の上、監査役補助者を置くこととします。
ロ 監査役補助者は、当社の社員とし、役職を兼職していない者とします。

g　前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
前号の監査役補助者の独立性を確保するため、当該社員の任命、異動等人事権に係る事項の決定には監査役の事前の同意を得ます。

h　取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
取締役、執行役員又はこれらに準ずる者及び社員は、監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行います。また、会社に著しい損害をおよぼすおそれのある事実、取締役、執行役員又はこれらに準ずる者の職務執行に関しての不正行為、法令、定款に違反する重大な事実があった場合は、速やかに、監査役に報告いたします。

i　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は取締役会のほか、経営会議その他の重要な会議に出席することができます。また、監査役からの要求があった文書等は、随時提供いたします。

j　財務報告の適正性と信頼性を確保するための体制
当社は、会社法及び金融商品取引法に定める財務報告の信頼性及び適正性を確保するために必要な体制を整備し、内部監査室がその有効性の評価を定期的に実施いたします。

k　反社会的勢力に対する体制と整備
当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係遮断・排除を徹底するための体制を整備し、社内外に告知いたします。また「反社会的勢力対応規程」を定めて、社内への周知徹底を図ります。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「反社会的勢力に対する基本方針」を作成し、その中では「反社会的勢力とは一切の関係を遮断します。」と定めております。また、入社時には社員より「反社会的勢力に関する確認書」を提出してもらい、反社会的勢力と一切の関係を持っていないこと及び自らが反社会的勢力でないことを確認しております。当社における反社会的勢力排除体制としましては、「反社会的勢力対応規程」を制定し、総務部を主管部所として、運用を行っております。
具体的には、新規取引先については、日経テレコン等を用いて情報収集を行い、反社会的勢力と関わりがないか、事前にチェックを行っております。また、取引先との間で締結する「基本契約書」では、取引先が反社会的勢力と関わりがないことの表明保証と、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には、契約を解除できる旨の反社会的勢力排除条項を盛り込んでおります。なお、所轄警察署や暴力追放推進センターとの関係を強化するべく、本社並びに各拠点に不当要求防止責任者の選任・配置を予定しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

－

2. その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項

－

